

和解解決にあたっての原告声明

石田絹子・矢谷康子

私たちが1995年8月に提訴しました住友化学男女賃金差別訴訟は、本日、大阪高等裁判所第11民事部(市川頼明裁判長)のもとで和解によって終えることができました。提訴からほぼ9年にもわたる長い年月でしたが、私たちが受けてきた差別の実態を裁判のなかで明らかにできたこと、そして一審の不当判決を乗り越えて、会社から解決金の支払いを受ける和解が実現できたことを嬉しく思っています。

高卒同期入社の男性が勤続20年を過ぎると殆どが管理職に昇格し、後輩の高卒男性もどんどん企画開発職に転換して管理職になっていくのに比べ、私たちはいつまでたっても平のまま、賃金は月額21万円の差となっていました。入社以来、たった一度の教育を受けたまま、仕事の中も殆ど広がりがありませんでした。企画開発職、専門職へのコース転換を希望しても推薦されず、仕事のやりがい、期待、職場での位置付けに大きな差があり、口惜しい思いをしてきました。上司にお願いしても「定年まで会社の礎になって下さい」、「女性は銃後の守りに徹して下さい」と言われ、人格を無視されてきました。労働組合に男女差別是正を取り組んでほしいとお願いしても、「当社には男女差別はありません」とにべもなく言われ、この上は外に向かって訴えるしかないと考えに到りました。

1994年1月、国連女性差別撤廃委員会で日本の女性差別について審議すると聞き、私たちの差別の実態をレポートして、マイナス16のニューヨークへ直接訴えに行きました。そこで、国際条約のすばらしさを知り、女性差別をなくすことは国際的な流れである事に確信を持ちました。委員会は日本政府に対し「民間企業に均等法を守らせ、間接差別をなくすための措置をとること」という勧告を出し、私たちは国際条約を視野に入れた運動を進めていくことが男女平等への道であると確信しました。

この確信を力に、1994年3月、当時の労働省大阪婦人少年室へ均等法に基づく調停申請をし、少年室は調停開始の事案であると判断しましたが会社側の拒否で調停は開かれませんでした。残る方法は裁判しかない、と提訴に踏み切りました。

しかし、2001年3月に出された一審判決は憲法も国際条約も無視し、私たちの全面敗訴でした。男女で昇格や賃金に大きな格差があるが、それは採用区分の違いからくるものであり、当時の社会意識のもとでは公序良俗には反しない。また、採用区分さえ異なれば是正義務も問われない、コース転換制度があるのだから転換する機会があったというものでした。

私たちはこのジェンダーバイアスに満ちた不当な判決に対し、直ちに控訴するとともに、国の内外に訴え、とりわけ、国連やILO、EUなど国際機関に、日本の実態をあらわすものとして報告しました。昨年7月には9年ぶりに、国連女性差別撤廃委員会で日本政府のレポート審査があり、ふたたびロビイングに出かけて積極的に訴えました。審議の結果、国連から日本政府に対し、コース別管理は間接差別にあたり、均等法指針を改正することまで踏み込んだ厳しいコメントを発表しまし

た。とりもなおさず、これは私たちの運動の成果であるとの確信をもちました。

この流れのなかで、昨年12月24日、住友電工裁判が井垣裁判長によって画期的な和解をえることになりました。男女平等をめざす社会の改革は、すべての女性がその成果を享受する権利を有し、過去の差別の残滓を容認してはならないと高らかに勧告し、原告2人の管理職昇格と解決金それぞれ500万円を支払うという内容で、このニュースは燎原の火のように日本中をかけ、差別に苦しむ多くの女性たちに大きな勇気と喜びを与えました。

私たち住友化学裁判原告もあとに続き、男女平等への大きなうねりに寄与するべく、裁判所からの和解への働きかけに応じて原告からの和解案を提出しました。解決金の支払いのみならず、在職中の原告を管理社員に昇格させることや、原告以外の基幹職(一般職)の女性からも管理社員への登用を実現するべく、ポジティブアクションの実現も求めました。

しかし3名の原告のうちすでに1名が退職し、他の1名もこの7月で定年退職が予定されていること、残り1名の原告については、専門職系列への転換審査に合格した直後であるという事情などから、昇格をめぐる会社の対応は固く、管理社員への昇格の実現は断念せざるを得ませんでした。またポジティブアクションの実現についても、個別裁判での追求には限界がありました。

しかし、コース別人事制度を早くから採用し、コース転換制度についても1970年代から実施してきた大企業である住友化学が、原告らに対し1500万円に及ぶ解決金を支払うということは、企業が人事制度を形式的に整えるだけでは、男女差別の批判をかわすことができないことを明らかにするという点で大きな意義があると受け止め、和解に応ずることにしました。

2002年11月に発足した厚生労働省の男女雇用機会均等政策研究会はその研究内容をまとめ、この6月10日、男女雇用機会均等法を改正すべく、間接差別の禁止を盛り込んだ報告書を発表しました。この研究内容に、昨年8月出された国連女性差別撤廃委員会のコメントが大きな影響を与えています。今、国の内外で男女差別是正の大きな流れがあり、私たちの裁判もその流れに寄与できることを大変うれしく思います。

今後は、この和解で得た成果を、住友化学の職場はもちろん、後に続く裁判や更に日本中で男女差別是正を進めていくために生かせるよう、ともに力をつくしたいと考えます。その出発として、解決金の一部をワーキング・ウィメンズ・ネットワーク(WWN)のNPO法人化をすすめるための資金として使わせていただくことにします。

最後に、このような和解が実現できましたのは、弁護団をはじめ、支援してくださったワーキング・ウィメンズ・ネットワーク(WWN)、そして多くの方々のご支援のたまものであり、心からお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

2004年6月29日